

京都市告示第 33 号

昭和63年11月24日付け京都市告示第187号（河川法による河川工事）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間			
事業名	河川名	上 流 端		下 流 端	延 長
西野山川	西野山川	左岸	京都市山科区西野山百々町 265 番地地先	旧安祥寺川への 合流点	768m
		右岸	京都市山科区西野山百々町 173 番地の1 地先		
	西野山川 支川	左岸	京都市山科区西野山百々町 64 番地の2 地先	西野山川への合 流点	427m
		右岸	京都市山科区西野山射庭ノ 上町 142 番地地先		

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年12月1日から平成30年3月31日まで

参考

昭和63年11月24日付け京都市告示第187号（平成10年6月25日付け京都市告示第165号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間			
		上 流 端	下 流 端	延 長
西野山川	左岸	京都市山科区西野山百々町 265 番地地先	旧安祥寺川への合流 点	768m
	右岸	京都市山科区西野山百々町 174 番地地先		

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年12月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)